

広島県告示第百一十一号

平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島港臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港湾課において縦覧に供する。

令和三年二月八日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|----------------|--|----------------|--|
| 面 積 (ヘクタール) | 分 区 区 域 | 面 積 (ヘクタール) | 分 区 区 域 |
| 一七二・八 | 商港区 広島市南区出島一丁目、同出島二丁目、同字品海岸一丁目、同字品海岸二丁目、同字品海岸三丁目、同字品東五丁目、同元字品町、同仁保沖町、同仁保四丁目、同丹那町、広島市中央区南吉島一丁目、同吉島東一丁目、同吉島東三丁目、広島市安芸区矢野新町二丁目、同船越南五丁目、広島市佐伯区五日市港二丁目、同五日市港四丁目、同五日市町地先公有水面埋立地、安芸郡海田町西明神町、同郡坂町北新地三丁目、同郡坂町北新地四丁目、廿日市市木材港北、同市住吉一丁目及び広島市佐伯区五日市町のそれぞれの一部 | 一六五・〇 | 商港区 広島市南区出島一丁目、同出島二丁目、同字品海岸一丁目、同字品海岸二丁目、同字品海岸三丁目、同字品東五丁目、同元字品町、同仁保沖町、同仁保四丁目、同丹那町、広島市中央区南吉島一丁目、同吉島東一丁目、同吉島東三丁目、広島市安芸区矢野新町二丁目、同船越南五丁目、広島市佐伯区五日市港二丁目、同五日市港四丁目、同五日市町地先公有水面埋立地、安芸郡海田町西明神町、同郡坂町北新地三丁目、同郡坂町北新地四丁目、廿日市市木材港北、同市住吉一丁目及び広島市佐伯区五日市町のそれぞれの一部 |
| 一六・七 | 特殊物 資港区 廿日市市木材港の一部 | 一六・七 | 特殊物 資港区 廿日市市木材港の一部 |

| | | | | | | |
|-----------|-----------|---------------------|---------------------|--|-----------------|---|
| 計 | 無分区 | 漁港区 | マリナー港区 | 修景厚 生港区 | 保安港区 | 工業港区 |
| | | 安芸郡坂町平成ヶ浜 四丁目的一部 | 広島市西区観音新町 四丁目的一部 | 四丁目、同五日市港 二丁目、同海老山南 一丁目、同海老山南 島市佐伯区海老山南 同南吉島一丁目、広 島市佐伯区海老山南 同南吉島一丁目、同 光南五丁目、同光南 四丁目、同光南四丁 目、同光南五丁目、 同南吉島一丁目、広 島市佐伯区海老山南 一丁目、同海老山南 二丁目、同五日市港 四丁目、同五日市港 町、同五日市町地先 公有水面埋立地、安 芸郡坂町平成ヶ浜四 丁目、同町平成ヶ浜 五丁目、同町水落山 及び同町水落山地先 公有水面埋立地のそ れぞれの一部 | 広島市南区月見町の 一部 | 広島市南区出島二丁 目、同宇品東四丁 目、同宇品東五丁 目、同仁保沖町、同 月見町、広島市西区 観音新町四丁目、広 島市南区江波南二丁 目、同江波沖町、安 芸郡海田町明神町、 同町南明神町、廿日 市市木材港南及び同 市桜尾一丁目のそれ ぞれの一部 |
| 七四七・ 六 | 一一八・ 〇 | 一・七 | 六・八 | 七九・二 | 六・六 | 三四五・ 八 |
| 計 | 無分区 | 漁港区 | マリナー港区 | 修景厚 生港区 | 保安港区 | 工業港区 |
| | | 安芸郡坂町平成ヶ浜 四丁目的一部 | 広島市西区観音新町 四丁目的一部 | 四丁目、同五日市港 二丁目、同海老山南 一丁目、同海老山南 島市佐伯区海老山南 同南吉島一丁目、広 島市佐伯区海老山南 一丁目、同海老山南 二丁目、同五日市港 一丁目、同五日市港 四丁目、同五日市港 町、同五日市町地先 公有水面埋立地、安 芸郡坂町平成ヶ浜四 丁目、同町平成ヶ浜 五丁目、同町水落山 及び同町水落山地先 公有水面埋立地のそ れぞれの一部 | 広島市南区月見町の 一部 | 広島市南区出島二丁 目、同宇品東四丁 目、同宇品東五丁 目、同仁保沖町、同 月見町、広島市西区 観音新町四丁目、広 島市南区江波南二丁 目、同江波沖町、広 島市佐伯区五日市港 一丁目、安芸郡海田 町明神町、同町南明 神町、廿日市市木材 港南及び同市桜尾一 丁目のそれぞれの一 部 |
| 七六三・ 九 | 一一八・ 〇 | 一・七 | 六・八 | 七七・一 | 六・六 | 三七二・ 〇 |